

令和3年5月31日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
---	------------------------	---

別添資料 6月1日以降の対応について

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、緊急事態措置の実施などの対応を行った。前回の防災警察常任委員会（令和3年5月11日）以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
5月28日	まん延防止等重点措置の再延長に伴う対応について協議

2 まん延防止等重点措置の再延長に伴う対応

令和3年5月28日、特措法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の再延長の公示を受けた。

(1) 措置を延長する期間

令和3年6月1日～6月20日

(2) 措置区域

4月20日～ 横浜市、川崎市、相模原市

4月28日～ 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を追加

5月12日～ 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加

6月1日～ 平塚市、小田原市、秦野市を追加

(3) 再延長に伴う措置の主な内容

ア 飲食店等への酒類の提供停止等

措置区域：終日停止

その他区域：酒類の提供は20時まで

（提供本数や提供時間の制限など実情に応じた対応）

県全域：飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止

イ 大規模集客施設への営業時間短縮等

措置区域(1,000㎡超):20時までの要請（イベント開催時は21時まで）

措置区域(1,000㎡以下):20時までの働きかけ（イベント開催時は21時まで）

その他区域(規模不問):21時までの働きかけ

3 飲食店等感染予防対策推進事業

1組2名、最大88組（176名）で訪問を実施している。5月21日時点の累計訪問件数は速報値で次のとおり。

4月21日～5月21日 計26,554件（うち11,162件確認済）

（多忙による対応不可等で確認ができなかった店舗には再訪問予定）

<参考>

酒類の提供店舗（速報値）

4月28日～5月21日 計204店舗

4 営業時間短縮の要請に応じない飲食店等への対応

(1) 弁明通知書の送付

特措法第31条の6第3項に基づく命令に向けた手続を進めるに当たり、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく、弁明の機会を付与する弁明通知書を送付した。

ア 送付日と対象店舗数

5月19日 76店舗

5月20日 15店舗

(2) 命令文の送付

弁明通知書を送付した店舗に対し、営業時間の短縮を命令する文書を送付した。

ア 送付日と対象店舗数

5月28日 7店舗